

空間放射線量測定結果

定点の6か所と山間部8か所の測定結果をお知らせします。

測定結果は表1、表2のとおり、健康に影響を与える数値ではないと考えられますので、「安心ください」。

問合せ 生活環境課生活環境係



表1 定点6か所の空間放射線量測定結果(2月25日) 単位: $\mu\text{Sv}/\text{時間}$

測定箇所	中心点		局所(集水マスなど)
	5 cm	1 m	
屋城保育園	0.07	0.06	2地点: 0.08~0.09
市民運動広場	0.07	0.06	1地点: 0.10
市役所	0.16	0.11	1地点: 0.06
楓ヶ原公園	0.08	0.07	1地点: 0.09
五日市ひろば	0.11	0.10	1地点: 0.12
すぎの子保育園	0.06	0.06	2地点: 0.08

表2 山間部8か所の空間放射線量測定結果(2月25日) 単位: $\mu\text{Sv}/\text{時間}$

測定箇所	測定値		備考
	5 cm	1 m	
横沢入管理棟	0.08	0.07	
深沢会館	0.10	0.09	
小峰台公園	0.10	0.09	アスファルト上で測定
戸倉会館	0.09	0.08	アスファルト上で測定
盆堀自治会館	0.10	0.09	
西青木平橋	0.09	0.08	アスファルト上で測定
小宮会館	0.10	0.10	アスファルト上で測定
上養沢自治会館	0.12	0.11	砕石敷き上で測定

食品の放射性物質検査結果

市では、小・中学校や幼稚園・保育園などの給食で使用される食材と、秋川と五日市のフาร์มーズセンターや瀬音の湯の直売所で販売される農産物の放射性物質検査を実施しています。

2月に実施した測定結果をお知らせします。

の子保育園、神明保育園、すもも木幼稚園、屋城保育園、ほづりんじ幼稚園、草花保育園

検査項目 セシウム134とセシウム137

検査結果 2月6日に学校給食センターから提出されたレンコン(茨城県産)からセシウム134が13ベクレル/キログラム、セシウム137が10ベクレル/キログラム検出されましたが基準値以下でした。

そのほかの試料は全て不検出です。

放射性セシウムの基準値

飲料水: 10ベクレル/キログラム

一般食品: 100ベクレル/キログラム

牛乳: 50ベクレル/キログラム

乳児用食品: 50ベクレル/キログラム

検査の結果、測定値が基準値の半分を上回ったものは、登録検査機関で確認

定検査を行います。

この測定に使用する検査機器の検出限界値(検出可能な最小数値)は、10ベクレル/キログラムです。

なお、検出限界値は、測定条件により多少の変化があります。

測定結果が検出限界値未満の場合には「不検出」となります。

問合せ 観光商工課商工振興係(直通558・1867)

市民解説員が案内する市内探訪

古刹の花まつりと蔵元を訪ねて
~ さくら色の油平、牛沼、雨間を歩く ~

市民解説員が案内して市内を徒歩で巡ります。

日時 4月8日(月) 午前

9時~午後3時30分予定 (雨天実施)

集合場所・時間 秋川駅前 午前9時(時間厳守)

コース 秋川駅前 秋川川 前運動広場 八幡社 川虹の家 福徳寺 中村酒造 坂本龍之輔の敬慕碑 秋川神社 西光寺

・渡船場跡 地蔵院 大塚古墳 秋川駅(解散)

対象 市内在住・在勤の方

定員 20人(抽選)

持ち物など 弁当、水筒、雨具、筆記用具、歩きやすい服装・靴

申込み方法 3月25日(月)申込み(必着)までに、はがき(1枚につき1人)に、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、送付してください。

申込み・問合せ 中央公民館(〒197-0815 二宮683、55)

9・1221



森林レンジャーがゆく

くちばしから鳥の主食を推測する

早朝の冷え込みが緩み、山のスギの木が赤茶けてくると、花粉症10年目の私は身構えてしまいます。あのパンパンに膨らんだスギの雄花は本当にいまいまして、今にも条件反射でくしゃみが出てきそうです。

実はあのスギの雄花をついばむ鳥がいます。それは同僚のパプロレンジャーがいつものように奥山で調査しているときのことでした。数羽のマヒワが枝の先端に止まり花粉の詰まった雄花をついばんでいたとのことです。通常マヒワは、植物の小さなタネを主食にするとされていますが、どうやらスギ花粉も食べることがあるようです。もし、マヒワの大群が次から次へとスギの雄花を食べる場面に遭遇することができたら、少しは花粉症の症状も和らぐのではと楽観的な空想をしてしまいます。

今回、マヒワがスギの雄花をついばむことを紹介しましたが、鳥の仲間には実にさまざまなものを食べています。例えば、冬期、秋川沿いの雑木林で観察することができるシメは、ハリエンジュの実などを食べています。シメのくちばしは分厚くニッパーのような形状なので、他の鳥が

食べることができない植物の固いタネを簡単に割り、食べることができます。また、畑や草原など開けた場所にいるモズは、昆虫やカエルなどの小動物を鋭いカギ状のくちばしで仕留めます。それだけではなく、ネズミや他の鳥といったサイズの大きい獲物を仕留めたときには、その鋭いくちばしで肉を引き裂きついでみます。

このように鳥のくちばしは種類によって形状が異なり、使い方が違ってきます。くちばしから鳥がどのようなものを主食としているのか推測することができます。いろいろな鳥のくちばしに注目したバードウォッチングをしてみると意外な発見をするかもしれません。

(佐々木)



くらしの知恵袋

~消費生活 相談情報~
新聞の契約は慎重に!



事例
新聞の勧誘員が来訪、一度は断ったが1年後から半年分の契約をした。よく考えると他紙とダブっていたので解約したいが、クーリング・オフできるか? アドバイス

契約しないことをハッキリと断った場合、その後再度勧誘することは禁止されています。断る場合は「お断りします」「いいえ、いりません!」など明確に断りましょう。

「忙しいので後日に」「結構です」などの返答では断ったことになりません。

契約書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件に解約(クーリング・オフ)をすることができますが、クーリング・オフ期間を過ぎると、消費者側にも契約した責任が生じて、引越など特別な事情がない限り、一方的にやめることはできません。

この場合は、販売店との話し合いにより、お互いに合意すれば解約ができますが、解約料や景品の返還を請求される場合も

あります。

「1年先から...」のような契約は、その時は大丈夫だろうと思っても、事情が変わって購読できなくなることもあるので、契約は慎重にしましょう。

あきる野市消費生活相談窓口 消費者が事業者と結んだ契約で、困ったときやおかしいなと思ったときは、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

開設日時...毎週月曜・木曜日 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

場所...市役所1階市民相談室
問合せ...観光商工課商工振興係(直通558-1867)
東京都消費生活総合センター
開設日時...毎週月曜日~土曜日 午前9時~午後4時(架空請求110番は午後5時まで)

消費生活相談・多重債務相談... 03-3235-1155
架空請求110番... 03-3235-2400
高齢者110番... 03-3235-3366

あきる野市は自転車競技(ロードレース)、馬術競技、ソフトボール競技(少年女子)の会場です。